

# 株式売出目論見書

平成20年3月



株式会社インフォーマート

この目論見書により行う株式514,488千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式77,173千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

# 株式売出目論見書

売出価格 未定

株式会社インフォーマート

東京都港区浜松町一丁目27番16号

## 目次

頁

### 【表紙】

#### [株価情報等]

- 1 【株価、PER及び株式売買高の推移】 ..... 1
- 2 【大量保有報告書等の提出状況】 ..... 2

#### 第一部 【証券情報】 ..... 3

##### 第1 【売出要項】 ..... 3

- 1 【売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し）】 ..... 3
- 2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】 ..... 4
- 3 【売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）】 ..... 5
- 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】 ..... 5

##### 第2 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 ..... 6

#### 第二部 【公開買付けに関する情報】 ..... 7

#### 第三部 【参照情報】 ..... 8

##### 第1 【参照書類】 ..... 8

##### 第2 【参照書類の補完情報】 ..... 8

##### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 ..... 16

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】 ..... 17

#### 第五部 【特別情報】 ..... 17

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 ..... 18

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 ..... 19

第10期事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）の業績の概要 ..... 23

## 【表紙】

【会社名】	株式会社インフォマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村上 勝照
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町D Sビル
【電話番号】	03-5776-1147 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門一丁目6番6号 CR芝大門ビル
【電話番号】	03-5777-1710
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼管理本部長 藤田 尚武
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 514,488,000円 オーバーアロットメントによる売出し 77,173,000円
	(注) 売出金額は、売出価額の総額であり、株式会社東京証券取引所における平成20年2月22日(金)現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"><li>1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li><li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li></ol>

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成18年8月8日から平成20年2月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成18年8月8日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高については該当事項はありません。



- (注) 1 ・株価グラフ中の一本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成18年8月8日から平成18年12月31日については、平成18年7月6日提出の有価証券届出書の平成17年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成19年1月1日から平成19年12月31日については、平成18年12月期有価証券報告書の平成18年12月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年1月1日から平成20年2月22日については、平成19年12月期の未監査の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成19年9月3日から平成20年2月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【売出要項】

#### 1【売出有価証券（引受人の買取引受けによる売出し）】

##### 【売出株式】

平成20年3月12日（水）から平成20年3月14日（金）までのいずれかの日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定される引受価額にて「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,600株	514,488,000 (注) 2	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産株式会社

(注) 1 「3 売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、引受人の買取引受けによる売出しにおいては、その需要状況を勘案し、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「第2 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 売出価額の総額は、株式会社東京証券取引所における平成20年2月22日（金）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。



## 2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 2	未定 (注) 1 2	自 平成20年 3月17日(月) 至 平成20年 3月19日(水) (注) 3	1株	未定 (注) 1	元引受契約 を締結する 右記金融商 品取引業者 の本店及び 全国各支店	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社	(注) 4

(注) 1 売出価格及び引受価額については、平成20年3月12日(水)から平成20年3月14日(金)までのいずれかの日(売出価格決定日)に決定される予定であります。なお、申込証拠金は1株につき売出価格と同一の金額とします。

2 「1 売出有価証券(引受人の買取引受けによる売出し) 売出株式」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株券の受渡期日は、平成20年3月26日(水)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成20年3月11日(火)から平成20年3月14日(金)までを予定しておりますが、実際の売出価格の決定期間は平成20年3月12日(水)から平成20年3月14日(金)までを予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成20年3月13日(木)から平成20年3月17日(月)まで」となり、受渡期日が最も繰り上がった場合は、「平成20年3月24日(月)」となることとなりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

なお、元引受契約は、売出価格決定日に締結される予定であります。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券エスエムビーシー株式会社	2,600株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株券は株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、受渡期日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

### 3【売出有価証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### 【売出株式】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	390株 (注) 1	77,173,000 (注) 2	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、390株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、「第2 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 2 売出価額の総額は、株式会社東京証券取引所における平成20年2月22日（金）現在の当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成20年 3月17日（月） 至 平成20年 3月19日（水） (注) 1	1株	未定 (注) 1	大和証券エスエムビーシー株式会社の本店及び全国各支店	—	—

(注) 1 売出価格、申込期間及び受渡期日については、「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。なお、申込証拠金は1株につき売出価格と同一の金額とします。

- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。  
3 申込証拠金には、利息をつけません。  
4 株券は、株式会社証券保管振替機構に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、受渡期日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。株式会社証券保管振替機構に株券を預託される方は名義書換を行う必要はありません。

## 第2【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、390株を上限として、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成20年4月16日（水）までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成20年4月16日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行う予定であります。

### 2 ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である三井物産株式会社並びに当社株主である村上勝照、米多比昌治、藤田尚武及び長濱修は、大和証券エスエムビーシー株式会社に対し、引受人の買取引受けによる売出しの元引受契約締結日に始まり当該契約締結日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券エスエムビーシー株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利若しくは義務を有する証券の発行又は売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券エスエムビーシー株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券エスエムビーシー株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利若しくは義務を有する証券の発行又は売却等（ただし、株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券エスエムビーシー株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）平成19年3月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期中（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）平成19年9月21日関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成20年2月26日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日以降、平成20年3月3日までの間に、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書（第9期事業年度）に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所は\_\_\_\_野で示しております。

また、有価証券報告書（第9期事業年度）には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は平成20年3月3日現在において判断したものであります。

#### 事業等のリスク

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、「事業等のリスク」及び当該有価証券報告書の「事業等のリスク」以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、平成20年3月3日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

##### (1) 当社の事業について

###### ① 当社事業拡大の前提条件について

当社は、インターネットを活用したフード業界の企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営を主たる事業とし、「食品食材市場（eマーケットプレイス）」（EMP事業）、フード業界専門のWeb受発注システム「ASP受発注システム」等（ASP事業）の企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供することで、全国の利用企業から月々のシステム使用料をいただき、主な収益源としております。

当社の事業拡大のためには、利用企業の利便性追求を通じて顧客満足度を向上させ、継続的な利用を維持するとともに、新規企業の獲得による利用企業全体の規模の拡大が必要になります。また、顧客ニーズを重視した提供システムの充実を通じて利用企業の活用するサービス数の増加が必要となります。従いまして、利用企業数の増加、利用企業単位での利用サービス数の増加が当社の事業拡大のための前提条件になります。そのため、新規利用企業の獲得、既存利用企業の継続利用、利用企業が当社の提供する追加システムを採用することが順調に行われない場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 企業間電子商取引 (BtoB) プラットフォームの運営について

当社は、企業間電子商取引 (BtoB) プラットフォーム「FOODS Info Mart」の運営において原則として企業間食品・食材取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供する立場であり、売買の当事者とはなりません。(ただし、「EMP事業」における「アウトレットマート」においては売買の当事者となっております。下記

③ 「アウトレットマート」についてをご参照下さい。)

しかしながら、「FOODS Info Mart」の利用に関し、利用企業間でトラブルが発生した場合、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等において当社のリスクを限定する規定を設けているものの、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 「アウトレットマート」について

当社は、「食品食材市場」(EMP事業)の運営において利用企業との間で締結する「出店約款」で、原則として運営者である立場であり、売買の当事者ではないことを定めておりますが、オプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

「アウトレットマート」の「出品者規約」及び「購入者規約」では、取引上での当社のリスクを限定する規定を設けています。また、売買交渉の成立後、商品を仕入・販売している方法を採用していることから原則として仕入在庫は発生いたしません。

しかしながら、「アウトレットマート」では、当社が売買の当事者であることから、商品に瑕疵があった場合、当該サービスの利用に関し利用企業間でトラブルが発生した場合や出品者が法的規制に抵触した商品を販売し当社が仕入・販売した場合等において、各規約に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 利用企業に対する申し込み時の企業審査及び利用開始後の管理について

当社は、「FOODS Info Mart」の利用企業については、原則として事業者(法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます)に限定しており、さらに、利用申込時において一定の企業審査を行うなど、利用開始前の管理を実施しております。

また、利用開始後も当社の営業部門において、売り手企業、買い手企業別のコンサルタントが利用企業に対して利用サポートを行う体制を採っており、コンサルティング活動を通じて利用企業の商品内容、商品調達内容及びシステム利用状況を確認するとともに、「出店約款」及び「FOODS Info Martシステム利用規約」の遵守状況を管理しております。

しかしながら、利用企業の利用開始前における企業審査や利用開始後の管理にもかかわらず、利用企業間でトラブルが発生した場合には、「出店約款」や「FOODS Info Martシステム利用規約」等に関わらず当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社が法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 決済及び回収について

当社の「EMP事業」における「決済代行システム」の提供及び「ASP事業」における「支払代行サービス」の提供は、それぞれ特定の金融機関との業務提携により実施しております。また、当社の事業収益の基盤である各事業のシステム使用料の多くは、特定の集金代行会社を利用し回収を行っております。従いまして、これらの金融機関や集金代行会社との契約が何らかの理由で終了し、もしくは当社に不利な内容に変更された場合、またはこれらの金融機関や集金代行会社につき倒産その他の予期せぬ事態が生じた場合、利用企業への上記サービスの提供やシステム使用料の回収等に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ システム障害について

当社の事業は、パソコンとサーバーを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社のシステムは、セキュリティ対策により外部からの不正なアクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等運営会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 取引先情報の管理体制について

当社は、サービスの提供にあたり利用企業から各種情報を取得し、利用しております。その中には個人情報も含まれるため、当社には「個人情報の保護に関する法律」(注)が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、情報管理規程及びガイドラインを制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローの確立やアクセス制御等により管理しております。また、全社員を対象とした社内教育に重点を置くとともに社内の人員は、基本的に正社員を採用する方針をとり、一時的な派遣社員、アルバイトの利用を極力避けるように努めております。派遣社員等を利用した場合でも秘密保持契約を締結し、当社の情報管理について教育しております。さらに当社が運営する「FOODS Info Mart」のシステムに関しても、情報セキュリティ技術により対策を強化しております。なお、当社は、平成17年12月に「I SMS」を取得しております。

しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、個人情報その他の情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合、当社への損害賠償請求や当社に対する信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「個人情報の保護に関する法律」においては、「個人情報取扱事業者」は、保有する個人情報を本人の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり、第三者に提供してはならないことなどの義務が課され、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また従業員及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務づけられております。個人情報の取り扱いについては、主務大臣が報告の徴求、助言、勧告及び命令といった手段によって関与し、特に個人情報取扱事業者に命令違反、報告拒否、虚偽報告などがあった場合には罰則が課せられることがあります。

⑧ 法的規制について

(i) インターネットをめぐる法的規制の適用の可能性について

当社が事業を展開する国内のインターネット上の情報流通に関しては、その普及及び拡大を背景として現在も様々な議論がなされ、法的規制が整備されつつあります。今後において、情報を提供する場の運営者に対しての新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルールが制定が行われること等により、当社の事業が新たな制約を受ける可能性があります。また、当社の運営する「FOODS Info Mart」の各システムは、電気通信事業法に定義される「電気通信事業」に該当し、今後、同法の規制が強化された場合、当社の事業に制約が加わる可能性もあります。さらに、インターネットビジネス自体の歴史が浅いため、今後新たに発生し、または今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。かかる場合、その訴訟等の内容によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 食品・食材に関する法的規制について

当社の「EMP事業」では、売り手企業と買い手企業がそれぞれの食品食材の商品・調達情報を交換し、商取引を行う場であるインターネット上の「食品食材市場」の運営をしており、また「食品食材市場」のオプションサービスである「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。従いまして、本事業で取り扱う食品食材の販売及び情報の表現については、主に加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示等を規制する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び栄養表示基準の明示、誇大表現の禁止を規制する健康増進法等による規制を受けておりますので、当社では、担当部署及び担当コンサルタントにより「食品食材市場」の利用企業の商品カタログ等における商品の情報や「アウトレットマート」での出品の情報に法的規制に抵触する内容がないかどうかを業務マニュアルに基づき随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合、新たな対策が必要となり、「食品食材市場」上での食品・食材の情報の掲示や「アウトレットマート」での商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、「アウトレットマート」で販売した商品に関し、法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合、当社に対する社会的信用力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 知的財産権について

当社は、運営する「FOODS Info Mart」のサイト及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社ビジネスモデルに関しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討しております。しかしながら、1つのシステムについては特許出願中ではありますが、平成20年3月3日現在、特許等の権利を取得したものはありません。競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化または当社への訴訟が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、商標権等の知的財産権及び当社に付与されたライセンスの保護を図っておりますが、当社の知的財産権等が第三者から侵害された場合、並びに知的財産権等の保護のために多額の費用負担が発生する場合、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社が使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する対応または紛争の解決のための費用または損害が発生する可能性があり、また、将来当社による特定のコンテンツもしくはサービスの提供または特定の技術の利用に制限が課せられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



(2) 業績の推移について

当社は、平成10年2月に設立され、平成10年6月に「EMP事業」を、また平成15年2月に「ASP事業」をそれぞれ開始しております。平成15年12月期に、売上高の増加に伴い利益面の黒字転換をいたし、以後黒字決算を継続しております。

しかしながら、利用企業の状況の変化等により、システム使用料を売上高として積み上げる当社の収益モデルに変更を行わざるをえない状況が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(業績推移)

(単位：千円)

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636	1,955,203	<u>2,275,640</u>
売上原価	338,312	385,835	410,506	489,412	614,930	<u>764,320</u>
売上総利益	466,737	574,612	730,767	993,224	1,340,272	<u>1,511,320</u>
販売費及び一般管理費	524,503	513,240	586,444	700,379	816,567	<u>888,207</u>
営業利益又は営業損失(△)	△57,766	61,371	144,323	292,844	523,704	<u>623,112</u>
経常利益又は経常損失(△)	△57,662	60,352	143,203	292,260	502,616	<u>624,016</u>
当期純利益又は当期純損失(△)	△66,547	91,026	303,558	174,633	296,402	<u>378,497</u>

売上総利益率	58.0%	59.8%	64.0%	67.0%	68.5%	<u>66.4%</u>
売上高経常利益率	△7.2%	6.3%	12.5%	19.7%	25.7%	<u>27.4%</u>

- (注) 1 第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。  
2 第10期については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。  
3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (事業部門別の売上高・売上原価・売上総利益の推移)

(単位：千円)

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月
売上高	EMP事業	805,049	849,597	810,877	900,796	1,040,974	<u>1,063,471</u>
	A S P事業	—	110,849	330,395	581,839	914,229	<u>1,212,169</u>
	合計	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636	1,955,203	<u>2,275,640</u>
売上原価	EMP事業	338,312	363,139	337,266	357,640	389,396	<u>414,840</u>
	A S P事業	—	22,696	73,239	131,771	225,533	<u>349,479</u>
	合計	338,312	385,835	410,506	489,412	614,930	<u>764,320</u>
売上総利益	EMP事業	466,737	486,458	473,611	543,156	651,577	<u>648,630</u>
	A S P事業	—	88,153	257,156	450,067	688,695	<u>862,689</u>
	合計	466,737	574,612	730,767	993,224	1,340,272	<u>1,511,320</u>

売上総利益率	EMP事業	58.0%	57.3%	58.4%	60.3%	62.6%	<u>61.0%</u>
	A S P事業	—	79.5%	77.8%	77.4%	75.3%	<u>71.2%</u>
	合計	58.0%	59.8%	64.0%	67.0%	68.5%	<u>66.4%</u>

- (注) 1 第5期及び第6期の数値については監査法人トーマツの監査を受けておりません。
- 2 第10期については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

なお、各事業年度末時点における「FOODS Info Mart」の事業部門別売り手・買い手利用企業数の推移は、以下のとおりであります。

(事業部門別の売り手・買い手利用企業数の推移)

(単位：社)

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
決算年月		平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	
EMP事業	新規利用企業数	売り手企業	1,202	412	524	772	996	981
		買い手企業	935	317	411	623	770	558
		合計	2,137	729	935	1,395	1,766	1,539
	解約企業数	売り手企業	△781	△995	△518	△473	△620	△970
		買い手企業	△647	△642	△412	△326	△406	△555
		合計	△1,428	△1,637	△930	△799	△1,026	△1,525
	期末利用企業数	売り手企業	2,055	1,472	1,478	1,777	2,153	2,164
		買い手企業	1,883	1,558	1,557	1,854	2,218	2,221
		合計	3,938	3,030	3,035	3,631	4,371	4,385
ASP事業	新規利用企業数	売り手企業	—	2,314	2,114	3,086	2,279	2,985
		買い手企業	—	37	65	124	109	142
		合計	—	2,351	2,179	3,210	2,388	3,127
	解約企業数	売り手企業	—	△2	△95	△83	△131	△250
		買い手企業	—	—	△4	△8	△12	△22
		合計	—	△2	△99	△91	△143	△272
	期末利用企業数	売り手企業	—	2,312	4,331	7,334	9,482	12,217
		買い手企業	—	37	98	214	311	431
		合計	—	2,349	4,429	7,548	9,793	12,648
合計 (FOODS Info Mart利用企業数)	新規利用企業数	売り手企業	1,202	2,726	2,638	3,858	3,275	3,966
		買い手企業	935	354	476	747	879	700
		合計	2,137	3,080	3,114	4,605	4,154	4,666
	解約企業数	売り手企業	△781	△997	△613	△556	△751	△1,220
		買い手企業	△647	△642	△416	△334	△418	△577
		合計	△1,428	△1,639	△1,029	△890	△1,169	△1,797
	期末利用企業数	売り手企業	2,055	3,784	5,809	9,111	11,635	14,381
		買い手企業	1,883	1,595	1,655	2,068	2,529	2,652
		合計	3,938	5,379	7,464	11,179	14,164	17,033

(注) 1 「EMP事業」の利用企業数には、「ASP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含まず、「ASP事業」の利用企業数には、「EMP事業」の一部の利用企業のサービス利用による企業数を含んでおりません。

2 「EMP事業」の平成15年12月期における期末利用企業数の前期末対比での減少は、平成13年12月期及び平成14年12月期の代理店経由新規利用企業の解約数が増加したためであります。当社は、この結果を受けて平成15年12月期からの新規利用企業獲得における営業施策を代理店から主に当社が直接営業する方法へと転換しており、新規利用企業数の増加とともに解約数の減少及び「食品食材市場」の場の活性化に努めてまいりました。

### (3) 外部環境について

#### ① 企業間電子商取引（BtoB）市場の拡大可能性について

当社は、企業間電子商取引（BtoB）市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な背景と考えております。日本における同市場の規模は、平成18年度（平成18年1月～12月）においてインターネットによる企業間電子商取引が約148兆円（前年比5.3%増）となっており引き続き拡大基調にあります。（経済産業省「平成18年度電子商取引に関する市場調査」）

しかしながら、企業間電子商取引（BtoB）市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待どおりに同市場の拡大又は、食品業界での企業間電子商取引（BtoB）の普及が進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業間電子商取引市場の拡大が進んだ場合であっても、当社が同様なペースで順調に成長しない可能性もあります。

#### ② 競合について

当社は、「FOODS Info Mart」において、「EMP事業」、「ASP事業」の総合的なサービスの提供とシステム連動により利用企業が効率的かつ効果的に活用できるフード業界電子商取引プラットフォームを構築しております。また、平成10年6月に「EMP事業」における「eマーケットプレイス」の運営を開始して以来、経営資源をフード業界に集中させてきた専門性及び利用企業全体でコストシェアすることが可能なASP方式の標準システムにより安価な価格帯を実現した価格優位性により競争力の強化及び競合他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社と同様にフード業界に向け、インターネットを活用しシステムを提供している競合企業が存在しており、これらの企業及び新規参入企業との競合が激化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 当社の事業体制について

#### ① 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である村上勝照は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議における役員及び部門長の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 小規模組織であることについて

当社は、平成20年3月3日現在において役員11名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名を含む）、平成20年1月末日現在において従業員147名（臨時従業員30名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、人材の採用がスムーズに行われなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 新株引受権及び新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に従い、平成15年3月28日開催の臨時株主総会決議、平成16年10月28日開催の臨時株主総会決議、平成17年11月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株引受権及び新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。

これらのストックオプションが行使された場合、新株式が発行され、株式価値が希薄化する可能性があります。平成20年1月末現在、これらのストックオプションによる潜在株式数は、5,750株であり、発行済株式総数36,345株の15.8%に相当しております。

なお、ストックオプションの費用計上を義務づける会計基準が企業会計基準委員会により平成17年12月27日に制定（企業会計基準第8号）されたことにより今後のストックオプションの発行は、当社の業績及び財政状態に影響を与えるため、今後もストックオプション制度を継続していくかどうかについては、慎重に検討していく予定であります。

新株引受権及び新株予約権の詳細は有価証券報告書（第9期事業年度）「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」及び「(8) スtockオプション制度の内容」をご参照下さい。

② 三菱商事株式会社及び三井物産株式会社との関係について

平成20年3月3日現在、当社の発行済株式総数において、三井物産株式会社は12.76%を、三菱商事株式会社は5.61%をそれぞれ所有しております。なお、今回の引受人の買取引受けによる売出しにより、三井物産株式会社の持株比率は当社の発行済株式総数の5.61%に低下し、当該売出しに伴いオーバーアロットメントによる売出しが行われた場合には、同社が大和証券エスエムビーシー株式会社へ付与したグリーンシュエアオプションの行使により最大4.53%まで低下する見込みであります。また、両社の従業員各1名は当社の社外取締役を兼任しております。

当社は、平成12年10月に実施した第三者割当増資に際して三菱商事株式会社及び三井物産株式会社からの資本参加を受けて以来、当社の企業体制の確立及び企業間電子商取引（BtoB）市場での事業拡大に向けて、両社との間に良好な関係を築いてまいりました。

しかしながら、三菱商事株式会社及び三井物産株式会社の経営方針の変更等、何らかの理由により当社と両社との関係が将来において変化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社インフォーマート本店

（東京都港区浜松町一丁目27番16号 浜松町DSビル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

#### **第四部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

#### **第五部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社インフォマート
代表者の役職氏名	代表取締役社長 村上 勝照

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。  
(新規上場日 平成18年8月8日)
- 3 当社の発行済株券は、算定基準日(平成19年9月4日)以前1年間の金融商品市場における売買金額の合計を1で除して得た額が100億円以上であり、かつ、基準時上場時価総額が100億円以上であります。
  - (1) 売買代金の合計を1で除して得た額 10,349百万円
  - (2) 基準時上場時価総額 12,028百万円

(参考)

(平成19年9月4日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
351,000円 ×	34,270株 =	12,028百万円

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1 事業内容の概要

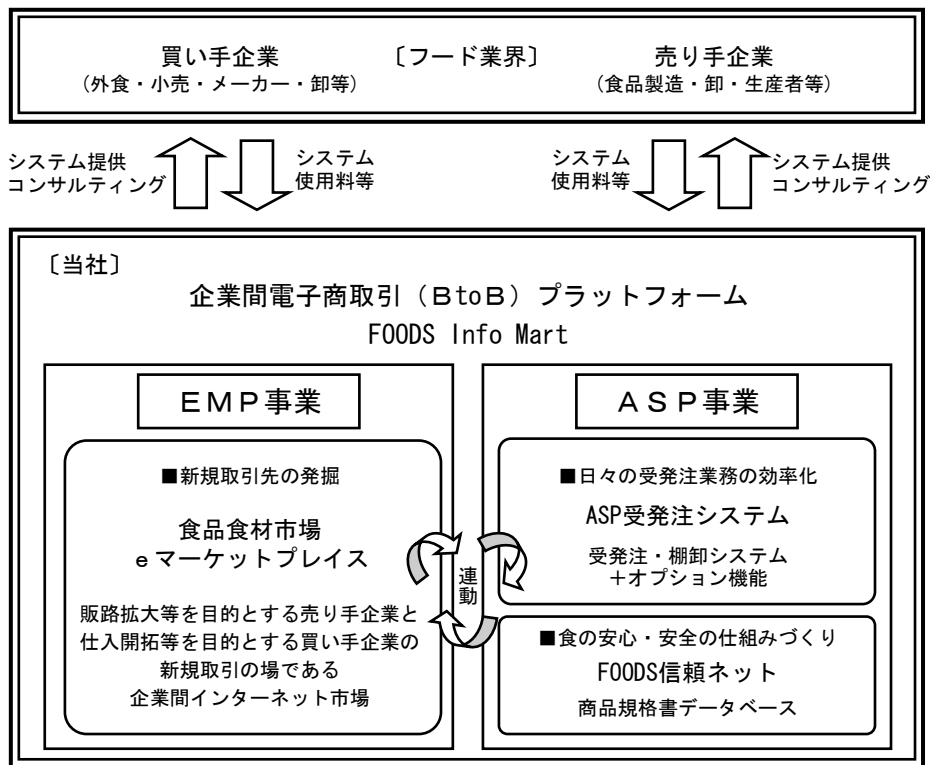
当社は、インターネットを活用したフード業界の企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォーマート）」を運営し、顧客ニーズを最大限重視したビジネスツールを提供しております。

当社の事業は、「食品食材市場（eマーケットプレイス）」（平成10年6月開始）を運営する「EMP事業」及びフード業界専門の「ASP受発注システム」（平成15年2月開始）、商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」（平成17年4月開始）等を提供する「ASP事業」の2つの事業で構成されております。また、上記の3つのシステムは、利用企業のシステム活用がより効率的かつ効果的なものになるためにお互いが連動する仕組みになっております。なお、利用企業は、原則として事業者（法人事業者を主な対象としていますが、個人事業者も含まれます）に限定しております。

当社は、以上の事業を下記の事業における基本方針に従い推進しております。

- (1) 原則として、企業規模・地域を問わず、全企業同じ条件で参加できるシステムを提供いたします。
- (2) 1社ごとのシステムではなく、業界標準型プラットフォームを開発することで、多くの企業の利用によりコストシェアを実現し、安価な価格帯でシステムを提供いたします。
- (3) 利用企業全体が共通の仕組み・ツールを活用することで、業務効率を上げることができる仕組みを提供いたします。
- (4) 利用企業が増えるほど企業間のネットワークが広がり、利用企業のメリットが増加する仕組みを提供いたします。

事業の系統図を示すと、下記のとおりとなります。





## (1) EMP事業

当社は、インターネット上で「食品食材市場（eマーケットプレイス）」を運営しております。「食品食材市場」は、原則として地域や企業規模にかかわらず同じ条件・同じ仕組みで、フード業界の企業が、販路拡大等を目的とする売り手企業もしくは仕入開拓等を目的とする買い手企業としてシステムを利用する商談・取引の場であります。

利用企業に向けては、商談・取引が効果的かつ活発に行われるために当社の買い手・売り手別の専門コンサルタントがシステム活用等のコンサルティングを行っております。また、「食品食材市場」の運営に当たっては、商談・取引の場を健全に保つため、利用申込時での企業審査や利用開始後の利用状況の管理を行っております。

当社は、「食品食材市場」の運営者として商談・取引の場を提供し、年間契約のもと、一定のシステム使用料等をいただいております。「決済代行システム」では、取引額に一定の割合をかけた手数料をいただいております。また、「アウトレットマート」では、売買取引の当事者として出品者から商品を仕入れ、購入者へ販売しております。

## (2) ASP事業

### ① フード業界専門の「ASP受発注システム」

当社は、フード業界専門のWeb受注・発注を行うシステム「ASP受発注システム」を提供しております。

「ASP受発注システム」とは、買い手企業の本部・店舗と取引先である売り手企業との間で日常行われる受発注業務をインターネット上で行う仕組みであり、さらに「棚卸システム」が標準装備されております。

当社は、「ASP受発注システム」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。また、「ASP受発注システム」に必要な商品マスタの作成・設定及び店舗レクチャー（店舗への使い方の説明）のサービス料として導入店舗数に応じた初期費用もいただいております。さらにその他にオプションサービスを提供し、利用企業からはそれぞれの料金に応じ、一定のシステム使用料をいただいております。

### ② 商品規格書データベースシステム「FOODS信頼ネット」

「FOODS信頼ネット」は、フード業界の各企業が日常業務において頻繁にやり取りを行う食品食材の原材料等の詳細情報が記載された商品規格書の標準フォーマットを提供し、情報の交換が可能となる商品規格書データベースシステムです。

当社は、「FOODS信頼ネット」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料をいただいております。

## 2 主要な経営指標等の推移

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月
売上高 (千円)	805,049	960,447	1,141,273	1,482,636	1,955,203
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△57,662	60,352	143,203	292,260	502,616
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△66,547	91,026	303,558	174,633	296,402
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	564,650	564,650	564,650	564,650	930,550
発行済株式総数 (株)	5,636	5,636	5,636	28,180	33,960
純資産額 (千円)	295,460	386,487	690,046	864,679	1,841,892
総資産額 (千円)	602,452	808,691	1,077,997	1,271,327	2,567,501
1株当たり純資産額 (円)	52,423.76	68,574.73	122,435.43	30,684.16	54,222.39
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	1,860 (—)	3,120 (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△11,807.64	16,150.97	53,860.69	6,197.08	9,756.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	8,894.27
自己資本比率 (%)	49.0	47.8	64.0	68.0	71.7
自己資本利益率 (%)	—	26.7	56.4	22.5	21.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	37.9
配当性向 (%)	—	—	—	30.0	35.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	178,665	423,744	625,742
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△143,726	△203,278	△320,401
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△15,075	△85,000	673,491
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	163,912	299,377	1,278,209
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	57 (11)	58 (16)	68 (13)	80 (16)	97 (19)

(注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は、子会社及び関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。

- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第5期においては、新株引受権の残高がありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。第6期、第7期及び第8期においては、新株引受権残高及び新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 5 第5期の自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 6 株価収益率は、第8期までは当社株式が非上場であったため記載しておりません。なお、平成18年8月8日に当社株式は株式会社東京証券取引所マザーズへ上場しております。
- 7 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
- 8 第6期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 9 第7期、第8期及び第9期の財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 10 当社は平成17年12月5日付で株式1株につき5株の分割を行っております。
- 11 第9期の1株当たり配当額3,120円には、上場記念配当金500円を含んでおります。
- 12 第9期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

## 第10期事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）の業績の概要

平成20年2月13日開催の取締役会において決議された第10期事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）に係る財務諸表は以下のとおりであります。

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第9期事業年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第10期事業年度（自平成19年1月1日 至平成19年12月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

# 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)		対前年比
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	増減 (千円)
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		1,278,209		735,646		△542,563
2 売掛金		471,953		540,447		68,494
3 有価証券		—		501,009		501,009
4 貯蔵品		2,735		3,053		317
5 前渡金		6,988		11,623		4,634
6 前払費用		9,470		14,052		4,582
7 繰延税金資産		52,856		64,124		11,267
8 その他		8,027		17,090		9,063
貸倒引当金		△8,673		△14,998		△6,325
流動資産合計		1,821,568	70.9	1,872,049	66.2	50,481
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		21,926		22,075		
減価償却累計額		△4,269	17,657	△7,864	14,210	△3,446
(2) 工具器具及び備品		82,386		89,952		
減価償却累計額		△62,973	19,412	△71,845	18,106	△1,306
有形固定資産合計			37,069		32,317	△4,752
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			637,788		851,945	214,156
(2) ソフトウェア仮勘定			12,493		2,337	△10,156
(3) 商標権			6,698		5,660	△1,038
(4) その他			695		695	—
無形固定資産合計			657,676	25.7	860,638	202,962
3 投資その他の資産						
(1) 敷金保証金			49,061		62,728	13,667
(2) 繰延税金資産			1,802		569	△1,232
(3) その他			322		768	445
投資その他の資産合計			51,186	2.0	64,065	12,879
固定資産合計			745,932	29.1	957,021	211,089
資産合計			2,567,501	100.0	2,829,071	261,570

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年12月31日)		当事業年度 (平成19年12月31日)		対前年比 増減 (千円)
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1		195,570		221,510		25,940
2		196,846		37,137		△159,708
3		24,420		30,306		5,885
4		158,049		183,164		25,115
5		16,079		24,217		8,137
6		121,873		115,279		△6,594
7		12,768		15,830		3,061
8		—		1,457		1,457
		流動負債合計	28.3	628,904	22.2	△96,703
		負債合計	28.3	628,904	22.2	△96,703
(純資産の部)						
I 株主資本						
1		930,550	36.2	999,975	35.3	69,425
2						
		(1) 資本準備金		436,750		
		資本剰余金合計	14.3	436,750	15.5	69,925
3						
		(1) 利益準備金		5,241		
		(2) その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金		758,199		
		利益剰余金合計	21.2	763,441	27.0	219,424
		株主資本合計	71.7	2,200,166	77.8	358,774
II 新株予約権						
1		500		—		
		新株予約権合計	0.0	—		△500
		純資産合計	71.7	2,200,166	77.8	358,274
		負債純資産合計	100.0	2,829,071	100.0	261,570

## (2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)			当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)			対前年比
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	増減 (千円)
I 売上高								
1 EMP事業								
(1) システム使用料等 売上高		791,178			840,633			
(2) アウトレットマー ト売上高		249,796			222,838			
合計		1,040,974			1,063,471			
2 ASP事業		914,229	1,955,203	100.0	1,212,169	2,275,640	100.0	320,437
II 売上原価								
1 EMP事業								
(1) システム使用料等 売上原価		161,078			211,601			
(2) アウトレットマー ト売上原価		228,318			203,238			
合計		389,396			414,840			
2 ASP事業		225,533	614,930	31.5	349,479	764,320	33.6	149,389
売上総利益			1,340,272	68.5		1,511,320	66.4	171,047
III 販売費及び一般管理費	※1		816,567	41.7		888,207	39.0	71,640
営業利益			523,704	26.8		623,112	27.4	99,407
IV 営業外収益								
1 受取利息		289			1,034			
2 有価証券利息		—			1,262			
3 その他		5	294	0.0	1	2,298	0.1	2,003
V 営業外費用								
1 支払利息		—			—			
2 株式公開関連費用		15,489			—			
3 株式交付費		5,893	21,382	1.1	1,394	1,394	0.1	△19,988
経常利益			502,616	25.7		624,016	27.4	121,399
VI 特別損失								
1 固定資産除却損	※2	6,379	6,379	0.3	85	85	0.0	△6,294
税引前当期純利益			496,236	25.4		623,931	27.4	127,694
法人税、住民税及び 事業税		152,891			255,467			
法人税等調整額		46,942	199,834	10.2	△10,034	245,433	10.8	45,599
当期純利益			296,402	15.2		378,497	16.6	82,095

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成17年12月31日残高（千円）	564,650	—	—
事業年度中の変動額			
新株の発行	365,900	366,825	366,825
剰余金の配当（注）	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	365,900	366,825	366,825
平成18年12月31日残高（千円）	930,550	366,825	366,825

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
繰越利益剰余金				
平成17年12月31日残高（千円）	—	300,029	300,029	864,679
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	732,725
剰余金の配当（注）	5,241	△57,656	△52,414	△52,414
当期純利益	—	296,402	296,402	296,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	5,241	238,746	243,987	976,712
平成18年12月31日残高（千円）	5,241	538,775	544,017	1,841,392

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株引受権	
平成17年12月31日残高（千円）	—	—	1,425	866,104
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	△925	731,800
剰余金の配当（注）	—	—	—	△52,414
当期純利益	—	—	—	296,402
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	△925	975,787
平成18年12月31日残高（千円）	—	—	500	1,841,892

（注）平成18年3月22日定時株主総会における利益処分項目であります。



当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年12月31日残高（千円）	930,550	366,825	366,825
事業年度中の変動額			
新株の発行	69,425	69,925	69,925
剰余金の配当（注）	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	69,425	69,925	69,925
平成19年12月31日残高（千円）	999,975	436,750	436,750

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成18年12月31日残高（千円）	5,241	538,775	544,017	1,841,392
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	139,350
剰余金の配当（注）	—	△159,073	△159,073	△159,073
当期純利益	—	378,497	378,497	378,497
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計（千円）	—	219,424	219,424	358,774
平成19年12月31日残高（千円）	5,241	758,199	763,441	2,200,166

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株引受権	
平成18年12月31日残高（千円）	—	—	500	1,841,892
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	139,350
剰余金の配当（注）	—	—	—	△159,073
当期純利益	—	—	—	378,497
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	△500	△500
事業年度中の変動額合計（千円）	—	—	△500	358,274
平成19年12月31日残高（千円）	—	—	—	2,200,166

## (4) キャッシュ・フロー計算書

		前事業年度 (自 平成18年1月1 日 至 平成18年12月31 日)	当事業年度 (自 平成19年1月1 日 至 平成19年12月31 日)	対前年比
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	増減 (千円)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1		496,236	623,931	127,694
2		157,464	235,839	78,374
3		2,477	6,325	3,847
4		△289	△2,296	△2,007
5		5,893	1,394	△4,499
6		6,379	85	△6,294
7		△54,318	△68,494	△14,175
8		△15,738	25,940	41,678
9		43,038	△6,594	△49,633
10		△12,369	△24,248	△11,879
小計		628,774	791,880	163,106
11		289	2,125	1,836
12		△3,322	△229,336	△226,014
営業活動によるキャッシュ・フロー		625,742	564,669	△61,072
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1		—	△200,000	△200,000
2		△17,644	△14,511	3,133
3		△291,628	△557,014	△265,386
4		4,324	—	△4,324
5		△15,254	△13,724	1,530
6		△198	△813	△614
投資活動によるキャッシュ・フロー		△320,401	△786,063	△465,661
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
1		725,906	137,455	△588,450
2		△52,414	△157,616	△105,201
財務活動によるキャッシュ・フロー		673,491	△20,160	△693,651
IV 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)		978,831	△241,553	△1,220,385
V 現金及び現金同等物の期首残高		299,377	1,278,209	978,831
VI 現金及び現金同等物の期末残高		1,278,209	1,036,656	△241,553

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	—	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法	貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、ソフトウェア（自社利用）に ついては社内における見込利用期間 （5年以内）による定額法を採用して おります。 商標権については10年で償却して おります。 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し回収不能見込額 を計上しております。	貸倒引当金 同左
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及 び容易に換金可能であり、かつ、価格の 変動について僅少なリスクしか負わない 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来 する短期投資からなっております。	同左
7 その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,841,392千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <hr/>	<hr/> <hr/> <p>(減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する減価償却費を計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)
_____	_____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)																																																		
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">271,848千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">89,829千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">販売促進費</td><td style="text-align: right;">70,087千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td><td style="text-align: right;">69,724千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">65,800千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">旅費交通費</td><td style="text-align: right;">53,828千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">49,497千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">11,253千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">8,557千円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">1,107千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">338千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">4,933千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,379千円</td></tr> </table>	給与手当	271,848千円	賞与	89,829千円	販売促進費	70,087千円	支払手数料	69,724千円	役員報酬	65,800千円	旅費交通費	53,828千円	法定福利費	49,497千円	減価償却費	11,253千円	貸倒引当金繰入額	8,557千円	建物	1,107千円	工具器具及び備品	338千円	ソフトウェア	4,933千円	合計	6,379千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">301,346千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">92,684千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">販売促進費</td><td style="text-align: right;">59,120千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td><td style="text-align: right;">85,991千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">67,500千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">旅費交通費</td><td style="text-align: right;">62,005千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">53,743千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">12,056千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">14,432千円</td></tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">57千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">27千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">85千円</td></tr> </table>	給与手当	301,346千円	賞与	92,684千円	販売促進費	59,120千円	支払手数料	85,991千円	役員報酬	67,500千円	旅費交通費	62,005千円	法定福利費	53,743千円	減価償却費	12,056千円	貸倒引当金繰入額	14,432千円	工具器具及び備品	57千円	ソフトウェア	27千円	合計	85千円
給与手当	271,848千円																																																		
賞与	89,829千円																																																		
販売促進費	70,087千円																																																		
支払手数料	69,724千円																																																		
役員報酬	65,800千円																																																		
旅費交通費	53,828千円																																																		
法定福利費	49,497千円																																																		
減価償却費	11,253千円																																																		
貸倒引当金繰入額	8,557千円																																																		
建物	1,107千円																																																		
工具器具及び備品	338千円																																																		
ソフトウェア	4,933千円																																																		
合計	6,379千円																																																		
給与手当	301,346千円																																																		
賞与	92,684千円																																																		
販売促進費	59,120千円																																																		
支払手数料	85,991千円																																																		
役員報酬	67,500千円																																																		
旅費交通費	62,005千円																																																		
法定福利費	53,743千円																																																		
減価償却費	12,056千円																																																		
貸倒引当金繰入額	14,432千円																																																		
工具器具及び備品	57千円																																																		
ソフトウェア	27千円																																																		
合計	85千円																																																		

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
発行済株式				
普通株式	28,180	5,780	—	33,960
合計	28,180	5,780	—	33,960
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

## (変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加5,780株は、公募増資による新株の発行1,600株、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行3,780株、第三者割当増資による新株の発行400株であります。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成12年10月新株引受権（第1回） （注）1, 2, 3	普通株式	1,850	—	1,850	—	—
	平成12年10月新株引受権（第2回） （注）1, 2	普通株式	1,000	—	—	1,000	50,000
合計			2,850	—	1,850	1,000	50,000

（注）1. 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権であります。

2. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

3. 当事業年度の減少は、新株引受権の権利行使によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年3月22日 定時株主総会	普通株式	52,414	1,860	平成17年12月31日	平成18年3月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105,955	3,120	平成18年12月31日	平成19年3月29日

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
発行済株式				
普通株式	33,960	2,385	—	36,345
合計	33,960	2,385	—	36,345
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（変動事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加2,385株は、新株引受権及び新株予約権の権利行使による新株の発行2,385株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成12年10月新株引受権（第2回） （注）1, 2, 3	普通株式	1,000	—	1,000	—	—

（注）1. 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権であります。

2. 社債の部分は全額償還しており、社債と分離された新株引受権を記載しております。

3. 当事業年度の減少は、新株引受権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年3月28日 定時株主総会	普通株式	105,955	3,120	平成18年12月31日	平成19年3月29日
平成19年8月9日 取締役会	普通株式	53,118	1,550	平成19年6月30日	平成19年9月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年3月26日開催予定の第10期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	143,926	3,960	平成19年12月31日	平成20年3月27日

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (平成18年12月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (平成19年12月31日現在)
現金及び預金勘定 1,278,209千円	現金及び預金勘定 735,646千円
現金及び現金同等物 1,278,209千円	MMF 501,009千円
	預入が3ヶ月を超える 定期預金 $\Delta$ 200,000千円
	現金及び現金同等物 1,036,656千円

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は、リース取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (有価証券関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	当期貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
MMF	501,009

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

## (持分法損益等)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社には子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。



## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年12月31日)	当事業年度 (平成19年12月31日)																										
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税等</td> <td style="text-align: right;">2,098千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">3,529千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前受金益金算入</td> <td style="text-align: right;">47,228千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52,856千円</td> </tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">1,802千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,802千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">54,659千円</span></p>	未払事業税等	2,098千円	貸倒引当金繰入限度超過額	3,529千円	前受金益金算入	47,228千円	計	52,856千円	減価償却超過額	1,802千円	計	1,802千円	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 (繰延税金資産)</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税等</td> <td style="text-align: right;">13,123千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">6,103千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前受金益金算入</td> <td style="text-align: right;">44,673千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">223千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">64,124千円</td> </tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">569千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">569千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産合計 <span style="float: right; border-top: 1px solid black;">64,693千円</span></p>	未払事業税等	13,123千円	貸倒引当金繰入限度超過額	6,103千円	前受金益金算入	44,673千円	未払事業所税	223千円	計	64,124千円	減価償却超過額	569千円	計	569千円
未払事業税等	2,098千円																										
貸倒引当金繰入限度超過額	3,529千円																										
前受金益金算入	47,228千円																										
計	52,856千円																										
減価償却超過額	1,802千円																										
計	1,802千円																										
未払事業税等	13,123千円																										
貸倒引当金繰入限度超過額	6,103千円																										
前受金益金算入	44,673千円																										
未払事業所税	223千円																										
計	64,124千円																										
減価償却超過額	569千円																										
計	569千円																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>																										

## (退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は、退職給付制度がないため、該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

## 1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	旧商法第280条の19 第1項新株引受権	旧商法第280条の19 第1項新株引受権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 46名	当社従業員 15名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 380株	普通株式 一株
付与日	平成13年10月5日	平成14年4月15日
権利確定条件	対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役又は従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任及び監査役への就任の場合は除く。	対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役又は従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任及び監査役への就任の場合は除く。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成15年10月6日から 平成23年10月4日まで	平成16年3月30日から 平成24年3月28日まで

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 4名 当社従業員 5名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 70株	普通株式 25株	普通株式 6,940株
付与日	平成15年4月15日	平成16年5月31日	平成16年10月29日
権利確定条件	新株予約権発行時において当社の役員又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。	新株予約権発行時において当社の役員又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成17年3月29日から 平成25年3月27日まで	平成18年3月31日から 平成26年3月29日まで	平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで

	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 34名	当社従業員 18名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 135株	普通株式 90株
付与日	平成17年1月31日	平成17年12月1日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで	平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

第9期(平成18年12月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	旧商法第280条の 19第1項新株引受 権	旧商法第280条の 19第1項新株引受 権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
権利確定前(株)				
前期末	—	—	—	185
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	185
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前期末	1,955	75	190	—
権利確定	—	—	—	185
権利行使	1,575	75	120	160
失効	—	—	—	—
未行使残	380	—	70	25

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前期末	6,940	160	95
付与	—	—	—
失効	—	25	5
権利確定	—	—	—
未確定残	6,940	135	90
権利確定後 (株)			
前期末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

② 単価情報

(単位：円)

	旧商法第 280条の19 第1項新株 引受権	旧商法第 280条の19 第1項新株 引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	40,000	60,000	60,000	60,000	70,000	70,000	120,000
行使時平均株価	600,166	600,166	600,166	600,166	—	—	—

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

当事業年度（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	旧商法第280条の19 第1項新株引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 46名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 9名	当社取締役 1名 当社従業員 19名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 一株	普通株式 25株	普通株式 一株
付与日	平成13年10月5日	平成15年4月15日	平成16年5月31日
権利確定条件	対象者は、新株引受権の行使の時点においても、当社の取締役又は従業員でなければならない。但し、取締役の任期満了に伴う退任及び監査役への就任の場合は除く。	新株予約権発行時において当社の役員又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。	新株予約権発行時において当社の役員又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成15年10月6日から平成23年10月4日まで	平成17年3月29日から平成25年3月27日まで	平成18年3月31日から平成26年3月29日まで

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4名 当社従業員 5名	当社従業員 34名	当社従業員 18名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 5,720株	普通株式 一株	普通株式 5株
付与日	平成16年10月29日	平成17年1月31日	平成17年12月1日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有しているものとする。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成19年1月1日から 平成26年10月27日まで	平成19年1月29日から 平成27年1月27日まで	平成19年11月18日から 平成27年11月16日まで

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

第10期（平成19年12月期）において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	旧商法第280条の 19第1項新株引受 権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
権利確定前（株）			
前期末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前期末	380	70	25
権利確定	—	—	—
権利行使	380	45	25
失効	—	—	—
未行使残	—	25	—

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前期末	6,940	135	90
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	6,940	135	90
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前期末	—	—	—
権利確定	6,940	135	90
権利行使	720	135	80
失効	500	—	5
未行使残	5,720	—	5

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

② 単価情報

(単位：円)

	旧商法第 280条の19 第1項新株 引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	40,000	60,000	60,000	70,000	70,000	120,000
行使時平均株価	305,882	282,000	327,000	271,000	354,222	282,000

(注) 平成17年12月5日において、1株を5株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数及び権利行使価格は分割後の数値によっております。

## (関連当事者との取引)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人 主要株主	村上 勝照	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 18.69%	-	-	ストックオプションの 権利行使	37,500	-	-
								社宅の被保証 (注) 1, 2, 3	-	-	-
役員	米多比 昌治	-	-	当社専務取 締役	(被所有) 直接 6.47%	-	-	ストックオプションの 権利行使	37,000	-	-
役員	藤田 尚武	-	-	当社常務取 締役	(被所有) 直接 2.06%	-	-	ストックオプションの 権利行使	12,000	-	-
役員	長濱 修	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.73%	-	-	ストックオプションの 権利行使	12,000	-	-
役員	清水 武	-	-	当社監査役	(被所有) 直接 0.14%	-	-	ストックオプションの 権利行使	2,000	-	-
役員	磯田 拓郎	-	-	当社監査役	(被所有) 直接 0.05%	-	-	ストックオプションの 権利行使	2,000	-	-

(注) 1. 当社が賃借している社宅に対する連帯保証であり、保証料の支払い及び担保の提供はありません。

2. 連帯保証件数及び連帯保証物件の年間賃借料は次のとおりです。

氏名	被保証件数 (平成18年12月31日現在)	年間対象賃借料(千円) (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
村上 勝照	-	320

3. 代表取締役社長 村上 勝照との社宅の被保証取引は、平成18年2月12日付けで解消しております。

4. 取引金額は消費税等抜きで表示しております。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び個人 主要株主	村上 勝照	-	-	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 17.77%	-	-	ストックオプションの 権利行使	7,700	-	-
役員	米多比 昌治	-	-	当社専務取 締役	(被所有) 直接 6.63%	-	-	ストックオプションの 権利行使	11,700	-	-
役員	藤田 尚武	-	-	当社常務取 締役	(被所有) 直接 2.44%	-	-	ストックオプションの 権利行使	11,800	-	-
役員	長濱 修	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 1.15%	-	-	ストックオプションの 権利行使	11,800	-	-

(注) 取引金額は消費税等抜きで表示しております。



## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり純資産額	54,222円39銭	60,535円60銭
1株当たり当期純利益	9,756円09銭	11,017円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8,894円27銭	9,282円43銭
	<p>なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、当社は平成18年8月8日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場しているため、非上場期間である新株予約権の発行日から前日（平成18年8月7日）までの平均株価は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を適用しております。</p>	

## (注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,841,892	2,200,166
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	500	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,841,392	2,200,166
期末の普通株式の数 (株)	33,960	36,345

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	当事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	296,402	378,497
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	296,402	378,497
普通株式の期中平均株式数 (株)	30,381	34,355
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	2,943	6,421
(うち新株引受権 (株))	(539)	(1,010)
(うち新株予約権 (株))	(2,404)	(5,411)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

